

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）に係る面談
2. 日時：令和2年2月3日（月）17時30分～19時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
福島研究開発部門 担当5名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、昨年7月16日に申請のあった実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）について、補正申請があり以下の説明があった。
  - ✓ フード室、測定室等における手洗い器、汚染検査室におけるシャワーから発生する廃液を建物から払出すまでの間、一時的に保管するための受槽及び同廃液移送のための配管を、同廃液の性質を踏まえ、今回新たに実施計画に設備の一部として定めるため、補正申請を行ったこと。
  - ✓ 同受槽及び配管において扱う廃液は、手洗いやシャワーによるものであるため放射性物質の濃度は低く、扱う量も少ないことから、耐震クラスをCクラスとして耐震性評価していること。
  - ✓ 同受槽の設置場所は、既に実施計画において定めている別の受槽（塩酸含有廃液受槽）の漏えい拡大防止のための堰の内側とし、漏えい拡大防止を図っていること。なお、堰の内側に設置される全ての受槽から同時に全容量分の廃液が漏えいしたとしても、堰外へ漏えいしない必要な堰の高さとなっていること。
  - ✓ 同堰内に漏えい検知器を追加で設置すること。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。

#### 6. その他

資料：

- 資料①-1 放射性物質分析・研究施設第1棟の実施計画の変更について
- 資料①-2 （別冊-1）補正申請の概要
- 資料①-3 （補足説明資料）補正申請に係る「措置を講ずべき事項」への適合状況
- 資料② 放射性物質分析・研究施設第1棟の液体廃棄物払い出し場所の変更に係る追加説明
- 資料③ （別冊2）放射性物質分析・研究施設第1棟の実施計画変更に係る措置を講ずべき事項について